

市第33号議案

横浜みなとみらいホールにおけるスプリンクラー設備による水損事故に係る損害賠償請求についての和解  
横浜みなとみらいホールにおけるスプリンクラー設備による水損事故に係る損害賠償請求について、次のように和解する。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

1 当事者

甲 横浜市

代表者

横浜市長 山中竹春

乙 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号

株式会社日建設計

代表取締役 大松 敦

丙 横浜市中区寿町2丁目5番地の1

川本工業株式会社

代表取締役 川本 守彦

2 和解条項

- (1) 乙は、甲に対し、甲が本件事故の復旧工事に要した費用26,064,373円のうち、10,425,749円の支払義務があることを認め、これを甲の発行する納入通知書により、甲の定める期日までに支払うものとする。送金手数料は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の支払を怠った場合には、乙は、支払期日の翌日から支払済みまで、支払を怠った金額について、年3パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。

- (3) 丙は、甲に対し、甲が本件事故の復旧工事に要した費用26,064,373円のうち、10,425,749円の支払義務があることを認め、これを甲の発行する納入通知書により、甲の定める期日までに支払うものとする。送金手数料は、丙の負担とする。
- (4) 丙が前項の支払を怠った場合には、丙は、支払期日の翌日から支払済みまで、支払を怠った金額について、年3パーセントの割合による遅延損害金を付加して支払う。
- (5) 甲は、乙及び丙に対し、本件事故について、その余の請求を放棄する。
- (6) 甲、乙及び丙は、本件事故に関し、甲乙間、甲丙間及び乙丙間に本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。

### 提 案 理 由

横浜みなとみらいホールにおけるスプリンクラー設備による水損事故に係る損害賠償請求について、株式会社日建設計及び川本工業株式会社と和解したいので提案する。

**参 考****事件の概要**

- 1 令和2年9月16日 横浜市は、横浜みなとみらいホールの大規模改修事業（以下「大規模改修事業」という。）に関し、株式会社日建設計（以下「日建設計」という。）と工事監理業務の委託契約を締結した。
- 2 令和3年2月15日 横浜市は、大規模改修事業に関し、川本工業株式会社（以下「川本工業」という。）と衛生設備工事の請負契約を締結した。
- 3 令和4年7月29日 大規模改修事業が完了した。
- 4 令和4年10月17日 横浜みなとみらいホールの指定管理者が横浜みなとみらいホールの再開館に向けた大ホールの照明器具のテストを行ったところ、シーリングスポット室内のスプリンクラーから大量の水が噴出し、大ホールの天井、客席等を水損する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。
- 5 令和4年10月 横浜市の負担により、天井、客席等の復旧工事を行った。
- 6 令和4年10月から令和4年11月まで 横浜市が本件事故の原因について調査した結果、衛生設備工事においてシーリングスポット室のスプリンクラーヘッドを交換した際、交換前に設置されていたものより作動温度が低いものが誤って設置されたた

め、室内の照明器具の熱による温度の上昇により当該室内のスプリンクラーが作動したことが本件事故の原因であることが判明した。

- 7 令和 4 年 11 月から  
令和 6 年 7 月まで 横浜市、日建設計及び川本工業の間で、  
本件事故について横浜市が被った損害、今後の対応等について話し合いが行われた。
- 8 令和 6 年 7 月 4 日 横浜市、日建設計及び川本工業の間に和解の協議が調った。

#### 地方自治法（抜粋）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第 1 号から第 11 号まで省略）

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分

又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(第13号から第15号まで及び第2項省略)